

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】

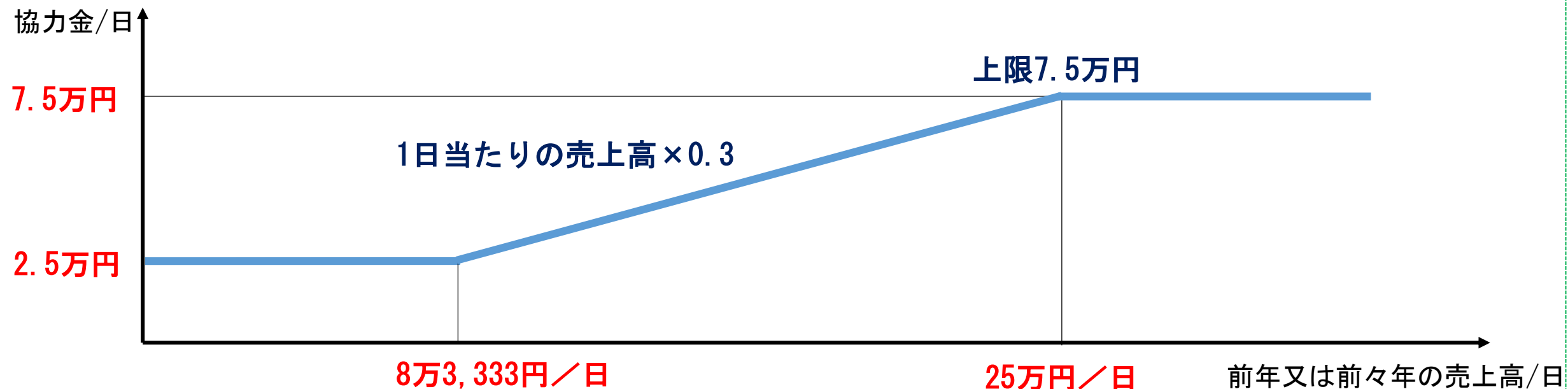
県の要請に応じて下記のとおり営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、協力金を支給します。

- 【対象期間】 8月2日（月）20時から8月22日（日）24時までの全21日間
- 【対象地域】 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市
- 【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗
- ・食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店
 - ・これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
- * その他、「会話する＝マスクする」運動などこれまでの申請要件で求めた事項
- 【申請方法】 インターネット又は郵送
- 【受付期間】 8月12日（木）～9月30日（木）（消印有効）
- 【支給額】 中小企業等 52.5万円～157.5万円 [1日当たりの売上高×0.3（下限2.5万円/日、上限7.5万円/日）×21日]
※協力金の一部（52.5万円）を早期に支給。
- 大企業 420万円以内
[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円/日又は1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額）×21日]

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】

【1日当たりの支給額算定方式】

＜中小企業の場合＞【売上高方式】



＜大企業の場合＞※中小企業も選択可 【売上高減少額方式】

- ・ 1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円） 又は 1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額